

育成指定選手規程（パラリンピック実施種目）

一般社団法人日本パラ陸上競技連盟（知的）強化委員会

（目的）

第1条 パラリンピック出場を目指す若い世代の選手の育成を目的とする。育成指定選手合宿への参加、国際大会への派遣などの機会を作るとともに、競技力向上だけでなく、日本代表選手としての心構え、競技規則やクラス分け、アンチ・ドーピング、スポーツ栄養、メンタル面等を教示し、将来の日本代表選手としての成長を図る。

（対象）

第2条 育成指定選手は、次の項目のすべてを満たすとする。

- (1) 一般社団法人日本パラ陸上競技連盟（以下「当連盟」）登録者。
- (2) 当該年12月31日時点で、12歳以上20歳未満である者。
- (3) 世界知的発達障害者スポーツ連盟（以下「Virtus」）登録者及び速やかに登録の意思のある者かつ、また国際パラリンピック委員会（以下IPC）登録者及び速やかに登録の意思のある者。
※IPC登録についてはVirtus登録完了後でないと登録できない。
- (4) 世界パラ陸上競技連盟（以下WPA）公認大会（エンドース含む）及び当連盟が主催、共催、後援する大会。その他日本陸上競技連盟（以下「JAAF」）公認大会で別表の育成指定選手標準記録を突破している者。全国障害者スポーツ大会で育成指定選手標準記録を突破している者。育成指定選手標準記録を突破した場合は、当該大会がJAAF公認大会であることを証明できる資料及び記録の証明書（リザルト）を添えること。
- (5) メディカルチェックで健康上の問題がなく、陸上競技を行なう上で心身ともに適した状態であること。
- (6) アスリートとして礼儀と規律を遵守し、日本代表となり得る者。
- (7) 保護者の同意書を提出し得る者。
- (8) **育成指定選手標準記録を突破していない場合においても、パラリンピック競技の特性を考慮し、強化委員会がパラリンピック実施種目育成指定選手として指名した者（トランジション）。**
- (9) **当連盟による選手発掘育成事業を完了したものについては、今後の強化育成を目的に特別育成指定選手として活動することを認める。**

（育成指定選手への決定等）

第3条 育成指定選手への決定等は次による。

（1） 育成指定選手の決定

- ① 前条の基準に達している者から申請後、強化指定選手選考会（以下「選考委員会」という。）で審査・決定する。
- ② 決定は毎年4月1日付で行い3月31日まで有効とする。

前年1月1日～申請締切日の競技会での記録に基づいて、申請締切日までに申請があった者を審査し、4月1日付で決定する。但し、当該年（申請する年）の申請締切日から10月31日までに育成指定基準を突破した新たな選手については、追加の審査・決定は妨げない。ただし、申請は11月15日までとする。

- ③ 別途定める育成指定選手誓約書に署名提出した者。
- ④ 指定された選手は当連盟強化指定選手として登録される。
- ⑤ 指定された選手は、育成指定選手として認定されるが、その後にメディカルチェック票（健康調査書）及び誓約書を提出しなければならない。

(2) 育成指定選手の取り消し

- ① 医学的問題により育成指定選手の活動が困難な場合。
- ② アンチ・ドーピング規程違反やクラス変更が生じた場合。
- ③ 強化育成指定選手行動規程の違反に対する処分に該当する場合。

(指定ランク)

第4条 指定ランクは次による。

1) 育成指定 U20	当該年において12歳以上20歳未満で、別表による育成 U20 育成指定記録を突破した者
2) 育成指定 U17	当該年において12歳以上17歳未満で、別表による育成 U17 育成指定記録を突破した者

注) 指定ランク条件の年齢は当該年度12月31日時点とする

(育成指定選手の遵守事項)

第5条 育成指定選手は下記のことを遵守しなければならない。遵守できない場合には書面にてその理由を申し出て了承されなければならない。

- (1) 指定された合宿・オンライントレーニングへの参加義務。
- (2) 指定された国内大会への出場。
- (3) 指定された本連盟行事への参加協力。
- (4) 出場大会成績の報告。（アプリ入力）
- (5) 健康など医学的状況変化の報告。
- (6) WPA（世界パラ陸上競技連盟）、当連盟などの規則。
- (7) 強化育成指定選手等行動規程および育成指定選手等誓約書（別途定める）
- (8) 当連盟の行動規程（別途定める）

(費用負担)

第6条 費用負担は次による。

- (1) 合宿や国際大会にかかる参加経費については、原則として強化事業費を充てるが、個人負担が必要。
- (2) 当連盟が推薦し、日本パラリンピック委員会が派遣する総合大会（パラリンピック、アジアパラ競技大会、アジアユース競技大会）の参加経費は、原則 JPC が負担するが、一部負担金を徴収することがある。

付則この規程は令和6(2024)年4月1日より実施、施行する。

令和7(2025)年2月6日一部改正

令和8(2026)年1月23日一部改正